

確認申請手数料 士別市審査物件(法6条1項2号・3号)

床面積の合計(※1)	確認申請手数料		省工ネ審査(仕様基準)加算後	
			一般住宅 (+6,900円)	共同住宅 (+27,000円)
30㎡以内のもの	16,000円		22,900円	43,000円
	特例あり	14,000円	20,900円	41,000円
30～100㎡以内のもの	23,000円		29,900円	50,000円
	特例あり	20,000円	26,900円	47,000円
100～200㎡以内のもの	36,000円		42,900円	63,000円
	特例あり	30,000円	36,900円	57,000円
200㎡を超えるもの～	48,000円		54,900円	75,000円

特例：型式認定もしくは3号建築で建築士が設計・工事監理を行った場合には構造関係規定などの審査が省略されます

省工ネ審査(仕様基準)加算手数料

区分	手数料
一戸建ての住宅	6,900円
共同住宅等	27,000円

(※1) 床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ算定し合計すること

◆確認申請

- (1) 当該建築に係る部分の床面積。ただし、(2)の1に掲げる場合及び移転する場合を除く。
- (2) 次の場合は、当該床面積を2分の1として算定する場合があるので注意すること。
 1. 確認を受けた**計画の変更**をして建築物を建築する場合(移転を除く)は、変更に係る床面積の2分の1。ただし、床面積の増加する部分(増築部分)にあつては、当該増加する部分の床面積。
 2. 建築物の移転・大規模の修繕・大規模の模様替・用途変更は、計画に係る床面積の2分の1。
(確認を受けた計画の変更の場合を含む)

確認申請手数料 建築設備・工作物

区分	確認申請手数料	変更確認申請手数料
建築設備	18,000円	12,000円
工作物	15,000円	10,000円